様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人宮城教育大学の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当については、役員の業績を考慮し支給額を増減できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

 夏期における期末特別手当の支給割合を100分の145から100分の145に引き上げた。
 理事
 夏期における期末特別手当の支給割合を100分の145から100分の140に引き下げた。また冬期の支給割合を100分の150から100分の155に引き上げた。

 理事

 (非常勤)
 数当なし

 監事

 (非常勤)
 改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

| The book of the company of the compa | | | | | | | | | | |
|--|----------|--------|-------|---|------|-------|------------|--|--|--|
| 役名 | 平成23年度年間 | 報酬等の総 | 額 | | 就任•退 | 任の状況 | 前職 | | | |
| 仅和 | | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | 日川州联 | | | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | | | | | |
| 法人の長 | 17,020 | 11,868 | 4,440 | 712 (地域手当) | | 3月31日 | | | | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | | | | | |
| A理事 | 12,509 | 8,688 | 3,250 | 49 (通勤手当) 521 (地域手当) | | 3月31日 | | | | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | | | | | |
| B理事 | 12,720 | 8,688 | 3,250 | 221 通勤手当 521 地域手当 39 ^{教員免許状更新} 講習業務手当 | | 3月31日 | | | | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円(| | | | | | |
| C理事 | 11,623 | 7,812 | 2,922 | 420 単身赴任手当 468 地域手当 | | | \Diamond | | | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | | | | | |
| A監事 | | | | () | | | | | | |

| DK中 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | | |
|--------------|-------|-------|----|-----|---|--|---|
| B監事 | | | | (|) | | |
| CEN # | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | | |
| C監事 (非常勤) | 1,200 | 1,200 | 0 | 0 (|) | | |
| DEF = | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | , | | |
| D監事 (非常勤) | 1,200 | 1,200 | 0 | 0 (|) | | * |

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注4:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

「教員免許状更新講習業務手当」とは、教員免許状更新講習に係る業務に従事した場合に支給している。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在 | 職期間 | 退職年月日 | 業績勘案率 | 摘要 | 前職 |
|--------------|---------|-------|-----|-------|-------|----|----|
| 法人の長 | 千円 | 年 | 月 | | | | |
| 理事A | 千円 | 年 | 月 | | | | |
| 理事B | 千円 | 年 | 月 | | | | |
| 監事A | 千円 | 年 | 月 | | | | |
| 監事B | 千円 | 年 | 月 | | | | |
| 監事A (非常勤) | 千円 | 年 | 月 | | | | |
| 監事B (非常勤) | 千円 | 年 | 月 | | | | |

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ①人件費管理の基本方針

運営費交付金より、人員定数および効率化等を勘案した人件費を算出しその範囲で行った。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与に準拠し、給与水準を決定している。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

業務遂行に関して優れた成績を修め、本学の運営に貢献した職員に対して、昇給、昇格及び勤勉手当支給時期における支給割合の増減を行っている(国家公務員に準拠)

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

| 給与種目 | 制度の内容 |
|------|---|
| 員与: | 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する(国家公務員に準拠) |

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

職員及び非常勤職員の期末手当の支給割合を夏期は100分の125から100分の122.5に引き下げ、冬期の支給割合を100分の135から100分の137.5に引き上げた。

勤勉手当の成績率を100分の15から100分の90を100分の12.5から100分の87.5に引き下げ 冬期は100分の10から100分の85を100分の12.5から100分の87.5に引き上げた。

平成22年1月1日昇給を抑制されて昇給した43歳未満の職員に対して平成23年4月1日の号俸に対して昇給回復を行い調整をおこなった。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| | | | 平成: | 23年度の年 | 間給与額(| |
|-------------------|-----|-------|-------|--------|--------|-------|
| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | | うち通勤手当 | |
| 常勤職員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 市到順貝 | 230 | 44.9 | 7,560 | 5,643 | 83 | 1,917 |
| -676 11.75 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 事務•技術 | 51 | 38.2 | 5,389 | 4,103 | 99 | 1,286 |
| 教育職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (大学教員) | 107 | 51.5 | 9,057 | 6,663 | 78 | 2,394 |
| 14-04 W 24-min 15 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 技能•労務職種 | 1 | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない |
| 教育職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (附属高校教員) | 26 | 42.2 | 7,436 | 5,594 | 77 | 1,842 |
| 教育職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (附属義務教育学校教員) | 45 | 38.1 | 6,587 | 5,035 | 79 | 1,552 |

注:常勤職員の技能・労務職種については、該当者1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから 人数以外は記載していない。

| 在外職員 | ل | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|-------|--------------|-----------------------------------|------------------------|-------------|-------------|------------------------|
| 任期付職員 | 人 2 | 記載しない | 手門 記載しない | 手門 記載しない | 手用 記載しない | 手用 記載しない |
| 特任教授等 | 人 2 | 歳記載しない | ^{千円} 記載しない | 手門 記載しない | 手門 記載しない | ^{千円} 記載しない |

注:任期付職員の特任教授等については、該当者2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから人数以外は記載していない。

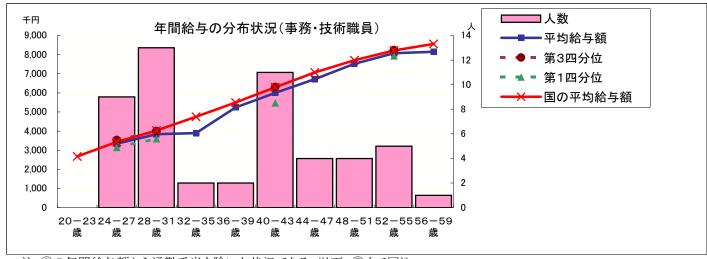
| 再任用職員 | 人 1 | 記載しない | | 手門 記載しない | 手門 記載しない | 手門 記載しない |
|----------|--------|-------|-------|-------------|-------------|-------------|
| その他の医療職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (看護師) | 1 | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない |

注:再任用職員のその他の医療職種(看護師)については、該当者1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから人数以外は記載していない。

| 非常勤職員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|-----------------|---|---|----|----|----|----|
| 事務·技術 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 教育職種 (大学教員) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 医療職種 (病院医師) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 医療職種 (病院看護師) | , | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))[再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

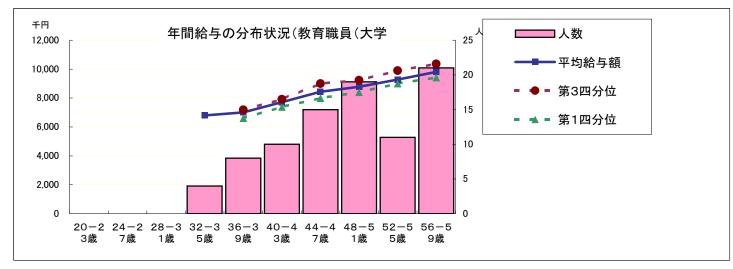


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 第1分位 | 平均 | 四分位 第3分位 |
|-------------|----|------|-------------|-------|-------------|
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 課長 | 8 | 51.8 | 8,057 | 8,357 | 8,307 |
| 課長補佐 | 5 | 49.7 | 7,118 | 7,232 | 7,340 |
| 係長 | 13 | 42.5 | 5,430 | 5,643 | 5,899 |
| 主任 | 2 | | _ | | _ |
| 係員 | 23 | 28.6 | 3,364 | 3,644 | 3,909 |

注:主任の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(教育職員(大学教員))

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | 平均 | 四分位 |
|-------------|----|------|-------|-------|--------|
| ガルが近をかりグループ | 八貝 | 十岁十断 | 第1分位 | 十均 | 第3分位 |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 教授 | 68 | 55.9 | 9,119 | 9,769 | 10,183 |
| 准教授 | 34 | 43.7 | 7,369 | 7,775 | 8,317 |
| 講師 | 3 | 35.8 | _ | 6,451 | _ |
| 助手 | 2 | | _ | | _ |

注1:講師の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給 与額の第1・第3分位については表示していない。

注2:助手の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)

事務•技術職員

| 区分 | 計 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|------------------------|----|-----------------------------|------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 標準的 な職位 | | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係長 主任 | 主任 係員 | 係員 |
| 人員 (割合) | 51 | 6 (11.8%) | 人 2 (3.9%) | 人 5 (9.8%) | 人 15 (29.4%) | 人 14 (27.5%) | 人 9 (17.6%) |
| 年齢(最高 ~最低) | | 版 57~46 | 歳 | 版 54~42 | 歳 47~33 | 歳 32~28 | 版 27~24 |
| 所定内給 与年額(最 高~最低) | | 千円 7, 030 ~ 5, 979 | 千円 | 千円 5, 646 ~ 5, 305 | 千円 4, 723 ~ 3, 042 | 千円 3, 522 ~ 2, 487 | 千円 2, 926 ~ 2, 249 |
| 年間給与 額(最高~ 最低) | | 千円 9, 214 ~ 7, 934 | 千円 | 千円 7, 465 ~ 6, 915 | 千円 6, 302 ~ 4, 066 | 千円 4,546 ~ 3,303 | 千円 3, 801 ~ 2, 985 |

注:5級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

| 区分 | 計 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|---------------|---|----------------|---------------|--------------|----------|--------|
| 標準的 な職位 | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 助手 | 教務職員 |
| 人員 | λ | 68 (aa ay) | 人 34 | 人 3 | 人 2 | 人 0 |
| (割合) | | (63.6%) | (31.8%) 歳 | (2.8%) 歳 | (1.9%) | (%) |
| 年齢(最高 ~最低) | | 64~44 | 53~34 | 37~33 | | ~ |
| 所定内給 与年額(最 | | 千円 8, 930 | 千円 6, 698 | 千円 4, 915 | 千円 | 千円 |
| 高~最低) | | ~ 5, 884 | ~ 4, 900 | ~ 4, 695 | | ~ |
| 年間給与 額(最高~ | | 千円 12, 291 | 千円 8,996 | 千円 6,606 | 千円 | 千円 |
| 最低) | | ~ 7, 991 | 6,480 | ∼ 6, 315 | | , 0 |

注:2級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高〜最低)以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

事務•技術職員

| 区分 | | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---|----------------|-----------|-----------|-----------|
| | 一律支給分(期末相当) | | % | % | % |
| | | | 62.6 | 65.6 | 64.1 |
| 管理 | | | % | % | % |
| 職員 | 査定3 (平均 | 反給分(勤勉相当)) | 37.4 | 34.4 | 35.9 |
| | | | % | % | % |
| | | 最高~最低 | 41.7~32.7 | 38.9~31.1 | 39.6~33.0 |
| 一般職員 | ⟨ + ++⟨∧ /\ (+ + ++++)(\ | | % | % | % |
| | 一件 | 支給分(期末相当) | 64.2 | 66.2 | 65.2 |
| | | | % | % | % |
| | 査定3 (平均 | 反給分(勤勉相当)) | 35.8 | 33.8 | 34.8 |
| | | | % | % | % |
| | | 最高~最低 | 37.8~32.7 | 37.6~30.2 | 37.1~33.0 |

教育職員(大学教員)

| 区分 | | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|----|---------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|
| | 一律支給分(期末相当) | | % | % | % |
| | | | 64.0 | 67.0 | 65.5 |
| 管理 | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | | % | % | % |
| 職員 | | | 36.0 | 33.0 | 34.5 |
| | | | % | % | % |
| | | 最高~最低 | 37.8~34.1 | 38.9~30.7 | 36.9~32.7 |
| | 一律支給分(期末相当) | | % | % | % |
| | | | 64.5 | 67.1 | 65.9 |
| 一般 | | | % | % | % |
| 職員 | 査定3 (平均 | 支給分(勤勉相当)) | 35.5 | 32.9 | 34.1 |
| | | | % | % | % |
| | | 最高~最低 | 41.7~32.0 | 38.9~30.2 | 38.4~31.8 |

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.7

対他の国立大学法人等

107.4

(教育職員(大学教員)) 対他の国立大学法人等

99.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務•技術職員

| 項目 | 内容 | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| | 対国家公務員 95.7 | | | | | | |
| 指数の状況 | 地域勘案 102.5 | | | | | | |
| 国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由 | 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から終 与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めてい | | | | | | |
| 給与水準の適切性の 検証 | ただきたい。 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77.6% (国からの財政支出額 3,560,000千円、支出予算の総額4,584,000千円 :平成23年度予算) 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が77.6%であるが、これは東日本大震災により被災した施設、設備に係る災害復旧事業及び被災した学生等に係る授業料等免除事業のための補正予算も計上されている。 対国家公務員指数が95.7であり、累積欠損額も0円であることから、給与水準は適正であると考える。 【累積欠損額について】 累積欠損額の円(平成22年度決算) 【検証結果】 | | | | | | |
| 講ずる措置 | 上記の検証結果を踏まえつつ更なる検証を重ね、今後も給与水準の維持に努めるものとする。 | | | | | | |

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.0

※上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

「なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である

Ⅲ 総人件費について

| 区分 | 区分 | | 前年度 (平成22年度) | 比較増△減 | | 中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増△減 | |
|------------|-----|-----------|-----------------|---------|----------|-----------------------------|----------|
| 給与、報酬等支給総額 | | 千円 | 千円 | 千円 | (%) | 千円 | (%) |
| | (A) | 2,266,470 | 2,240,992 | 25,478 | (1.1%) | 25,478 | (1.1%) |
| 退職手当支給額 | | 千円 | 千円 | 千円 | (%) | 千円 | (%) |
| | (B) | 201,002 | 249,560 | -48,558 | (-19.4%) | -48,558 | (-19.4%) |
| 非常勤役職員等給与 | | 千円 | 千円 | 千円 | (%) | 千円 | (%) |
| | (C) | 172,210 | 168,642 | 3,568 | (2.1%) | 3,568 | (2.1%) |
| 福利厚生費 | | 千円 | 千円 | 千円 | (%) | 千円 | (%) |
| | (D) | 303,268 | 283,697 | 19,571 | (6.8%) | 19,571 | (6.8%) |
| 最広義人件費 | | 千円 | 千円 | 千円 | (%) | 千円 | (%) |
| (A+B+C+ | D) | 2,942,950 | 2,942,891 | 59 | (0.0%) | 59 | (0.0%) |

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」については、①平成23年度中に新規採用に伴う准教授の現員が2名増加したこと②宮城県との人事交流を行っている附属学校の教員について、県教員との給与格差を是正するため号俸の改定を行い、基本給の増額を行ったこと③43歳未満の教職員に対して平成22年1月1日に昇給抑制されていた分の回復を行い号俸の改定をった。以上が前年に比べて「給与、報酬等支給総額」が増加した主な要因でもある。一方で増減率が1.1%に留まっている要因は6月期の期末・勤勉手当の支給率の引き下げ及び常勤職員の超過勤務手当の支給総額の減少が考えられる。「退職手当支給額」が前年に比べて19.5%減少したことについては、退職者が前年に比べ3名減ったことが主な要因と考えられる。

「非常勤役職員等給与」が前年に比べ2.1%増加したことについては、非常勤講師が前年に比べ24名減少したものの 非常勤職員が8名増加したことが主な要因と考えられる。

「福利厚生費」が前年に比べ6.8%増加したことについては、常勤職員及び非常勤職員の雇用人数の増加に加え 共済及び社会保険料の事業主負担分の増加が主な要因である。

「最広義人件費」の増減率がほぼ0.0%であるのは人件費とそれに係る福利厚生費が増加している反面、平成23年度の退職手当の支給額が前年に比べ大幅に減少したためである。

中期計画については、「平成18年度からの5年間において△5%以上の人件費削減を行う」こと及び「国家公務員の 改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続」することとしており、これについては大学運営会議及び経営 協議会において審議を重ね、人件費削減シュミレーションを経てその実現のため次のとおり「基本方針」を定めている。 ①人件費改革は、常勤役員報酬、常勤教員(学部)給与・常勤職員給与・常勤教員(附属学校)給与の全てを検討

- 対象とする。
 ②本人の意に沿わない退転職、待遇の著しい低下に結びつかないよう考慮する。
- ③本学の教育研究に支障が生じないよう、また、教育学部課程改革、教職大学院構想を考慮した人事計画を策定する。
- ④平成18年度に決定した削減計画に基づき実施をしている。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

| 年 度 | 基準年度 (平成17年度) | 平成18 年度 | 平成19 年度 | 平成20 年度 | 平成21 年度 | 平成22 年度 | 平成23 年度 |
|--------------------|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 給与、報酬等支給総額 (千円) | 2,538,388 | 2,449,506 | 2,417,847 | 2,379,619 | 2,290,070 | 2,240,992 | 2,266,470 |
| 人件費削減率 (%) | | -3.5% | -4.7% | -6.3% | -9.8% | -11.7% | -10.7% |
| 人件費削減率(補正値) (%) | | -3.5% | -5.4% | -7.0% | -8.1% | -8.5% | -7.3% |

注1:「人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による 人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、 平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率 はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注3: 平成23年度の人件費削減率(補正値)では-7.3%という数値であるが、人勧部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、-7.5%という数値となる

IV 法人が必要と認める事項

臨時特例法に関する対応について

役員については、平成24年4月から実施。 職員については、平成24年6月から実施。